

帳簿に記載する項目

①～⑬は、「販売」、「貸出し」、「展示」、「譲り受け飼養」を営むすべての業者が、帳簿に記載しなくてはならない項目です。さらに、「販売」業者は⑭と⑮、「貸出し」業者は⑯も併せて記載する必要があります。

これらの項目について、犬・猫については「個体ごと」に記載してください。その他の動物（うさぎ、カメ、鳥など）については、個体ごとの記載は不要ですので、例えば品種ごとや仕入れ日ごとなど、管理しやすい方法で記載してください。

すべての販売、貸出し、展示業者

- ① 動物の品種等の名称
- ② 動物の繁殖者の氏名又は名称、登録番号（第一種動物取扱業の登録番号）又は所在地
- ③ 輸出した者の氏名又は名称、所在地（輸入した動物の場合）
- ④ 譲渡した者の氏名又は名称、所在地（譲渡された動物の場合）
- ⑤ 捕獲した者の氏名又は名称、登録番号又は所在地、捕獲場所
- ⑥ 動物の生年月日（生年月日が不明の場合は推定生年月日又は輸入日）
- ⑦ 動物を所有した日（仕入れた日）
- ⑧ 仕入れ元（販売元、譲渡元）の氏名又は名称、登録番号又は所在地
- ⑨ 動物を販売（又は引渡し）した日
- ⑩ 動物を販売（又は引渡し）した相手方の氏名又は名称、登録番号又は所在地
- ⑪ 動物を販売（又は引渡し）した相手方が関係法令に違反していないことの確認状況
- ⑫ 動物が死亡した日
- ⑬ 動物の死亡の原因

販売業者のみ

- ⑭ 動物を販売した者（担当者）の氏名
- ⑮ 動物の販売に際し、現物確認、対面説明、顧客の署名等による確認を実施したことの確認状況

貸出し業者のみ

- ⑯ 動物の貸出しに際し、情報提供を実施したことの確認状況、貸出しの目的、貸出し期間